

[令和7年度実施] 熊本市職員採用試験について

1 職員採用(選考)試験「春試験(早期枠)」を実施します！

ポイント

- ✓ 早期に合格発表ができるよう、一部試験を前倒しして実施
 - ▶▶ 令和7年4月～試験実施、6月に合格発表を予定。
- ✓ 令和7年度に実施する職員採用(選考)試験との併願が可能
 - ▶▶ すべての職種で併願を可能とすることで、受験機会を拡充。
- ✓ 第一次試験は、全国のテストセンターで実施(基礎能力試験)
 - ▶▶ 教養試験や専門試験がないため、公務員試験の対策をしていない方や、県外在住の方でもチャレンジしやすい試験に。

■募集職種(予定)

- ・大学卒業程度 事務職、技術職(土木、電気)
- ・免許資格職(大学卒業程度) 獣医師、薬剤師

■試験日程等

- ・第一次試験日 4月1日(火)～18日(金)
- ・申込受付期間 3月3日(月)～17日(月)

※詳しくは、2月中旬以降に熊本市職員採用情報サイトに掲載予定です。
募集職種や受験資格など、試験については、必ず試験案内をご確認ください。

2 令和7年6月に実施する職員採用試験「夏試験(大学卒業程度)」が受験しやすくなります！

ポイント

- ✓ 新たな試験会場として「大阪会場」を設置
- ✓ 熊本会場、東京会場でも引き続き実施
 - ▶▶ 一次試験において、関西圏をはじめ、多くの方が受験しやすいよう、大阪会場を設けるほか、「春試験(早期枠)」との併願を可能にすることで、受験機会を拡充。

※詳しくは、4月以降に熊本市職員採用情報サイトに掲載します。



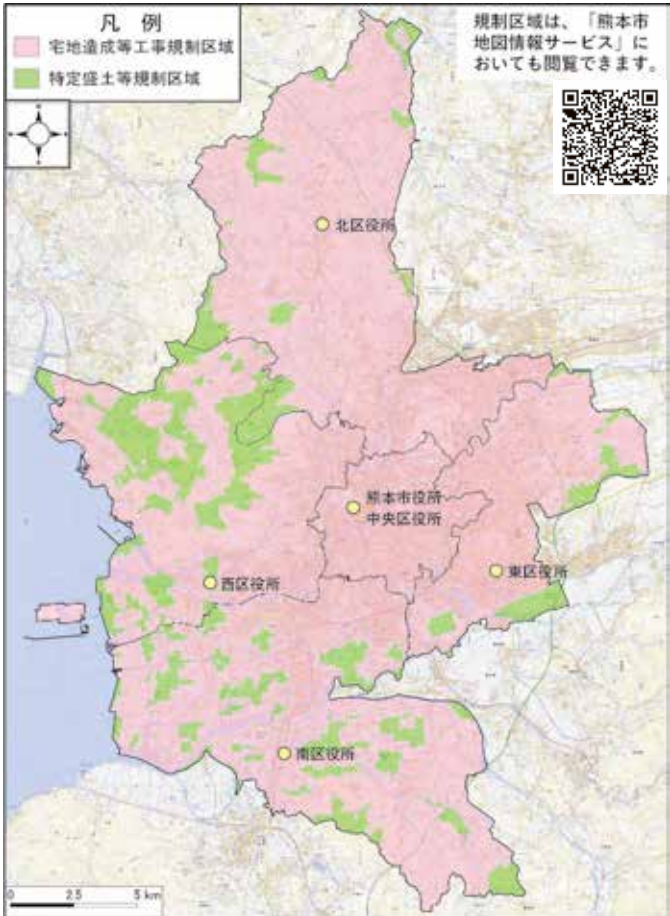
熊本市役所 採用 検索

(人事委員会事務局 ☎096-328-2939)

令和7年4月1日より盛土規制法の運用を開始します！

令和3年7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害をきっかけに、危険な盛土等を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)が令和5年5月26日に施行されました。そこで、本市では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を市内全域に指定し、同法の運用を開始します。当該規制区域内において、運用開始後に新たに盛土等(「土地の形質の変更(盛土・切土)」および「一時的な土石の堆積」をいう。以下同様。)の工事に着手する場合は、許可・届出が必要となる場合がありますので、事前に許可申請・届出等の手続きをお願いします。

熊本市の規制区域



盛土等の工事を行う際は許可・届出が必要です！

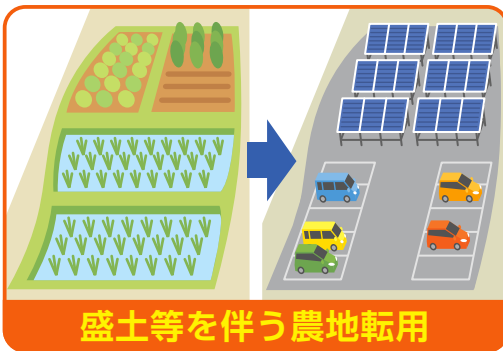
許可・届出が必要となる盛土等の工事の例



盛土等を伴う造成



残土処分場



盛土等を伴う農地転用



土石の仮置き

事前相談・事前審査について

許可・届出の要否に関する事前相談や許可申請に当たっての土地利用計画等に関する事前審査申出を令和7年3月3日より開発指導課において受け付けますので、各種お手続きをお願いします。

Q. 現在行っている盛土等の工事は手続きが必要？



キリコちゃん



モリオくん

A. 令和7年4月1日以降も盛土等の工事を継続する場合、令和7年4月22日までに工事内容等の届出をする必要があります。
そのため、現在、盛土等の工事を実施・計画している場合や残土処分場・土石のストックヤード等を運営・計画している場合は、届出の要否をご確認ください。
※盛土等の工事の規模や内容によっては届出の対象とならない場合があります。
※令和7年3月31日までに工事が完了する場合、届出は不要です。

盛土規制法の手続き等について、詳しくは、市ホームページから確認ください。



- 盛土規制法に関すること：都市安全課 ☎096-328-2926
- 許可・届出に関すること：開発指導課 ☎096-328-2507